

栃木県後期高齢者医療広域連合市町負担金請求事務取扱要綱

平成20年4月1日
告示第7号

改正 平成22年3月17日 告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号。以下「規約」という。）第17条第1項第1号に規定する構成市町の負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の種類)

第2条 負担金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 共通経費の負担金
- (2) 医療給付に要する経費の負担金
- (3) 保険料負担金
- (4) 保険基盤安定制度負担金

(負担金の算定方法)

第3条 前条各号に掲げる負担金の額は、規約別表第3に基づき算定する。

2 前項の規定に基づき算定する負担金(前条第3号の負担金を除く。次条において同じ。)は、概算によるものとし、当該年度の実績の確定により翌年度において精算する。ただし、広域連合長が特に必要と認めた場合は、当該年度の中途において、過不足額の全部又は一部を精算することができる。

3 前項本文の規定に基づく精算について、減額の場合は翌年度の負担金から差し引くこととし、増額の場合は翌年度の負担金に加えて行う。ただし、減額する額が翌年度の負担金の額を超過する場合は、当該超過額を翌年度に還付するものとする。

4 第1項の規定により算定した負担金の額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(負担金の請求)

第4条 広域連合長は、負担金の請求を行うときは、納入通知書又は請求書に負担金額の計算書を添え、原則として納付期限の3週間前までに構成市町に通知するものとする。

ただし、第2条第1号の負担金のうち第1期の請求を行うときは、各年度の4月1日に通知するものとする。

(保険料負担金の払込の方法)

第5条 第2条第3号の負担金を広域連合に納付する場合は、保険料払込書により指定金融機関（栃木県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第26号）第79条に規定する指定金融機関をいう。）に払い込むものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により払い込みを行う構成市町の長に、事前に保険料払込報告書を提出するよう求めるものとする。

(負担金の納付期限)

第6条 負担金の納付期限及び内容は、次の表に定めるとおりとする。ただし、納付期限が土曜日、日曜日又は休日であるときは、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日を納付期限とする。

	共通経費の負担金	医療給付に要する経費の負担金	保険料負担金		保険基盤安定制度負担金
			特別徴収	普通徴収	
負担金の納付期限及び内容	第1期 4月15日 広域連合予算に定める金額の30%	第1期 5月末日 5月支払分から7月支払分まで (3月診療分から5月診療分まで)	奇数月の15日から同月末日まで	構成市町が徴収した日の属する翌月の15日から同月末日まで	第1期 1月末日
	第2期 7月15日 広域連合予算に定める金額の25%	第2期 8月末日 8月支払分から10月支払分まで (6月診療分から8月診療分まで)	構成市町が徴収した金額	構成市町が徴収した金額	広域連合予算に定める金額

第3期 10月15日 広域連合予算に定める 金額の25%	第3期 11月末日 11月支払分から1月支払分まで (9月診療分から11月診療分まで)		第2期 3月末日
第4期 1月15日 広域連合予算に定める 金額の20%	第4期 2月末日 2月支払分から4月支払分まで (12月診療分から2月診療分まで)		実績に基づき 精算する金額

2 広域連合長は、特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、同項の納付期限を変更することができる。

(納付の勧告)

第7条 広域連合長は、構成市町が負担金を前条第1項の納付期限までに納付しない場合は、当該負担金の納付を勧告しなければならない。

(保険料の徴収等に関する報告)

第8条 広域連合長は、構成市町の長に対し、保険料の徴収状況その他保険料の収納に関し必要な事項について報告を求めるものとする。

(負担金の請求に係る様式)

第9条 この要綱に規定する納入通知書等の様式は、広域連合長が別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における負担金の納付期限の特例)

- 2 平成20年5月の特別徴収に係る保険料負担金の納付期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、同年6月2日から同月16日までとする。

(平成20年度における負担金の内容の特例)

- 3 平成20年度の医療給付に要する経費の負担金の各納期の内容は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする

第1期	6月支払分及び7月支払分 (4月診療分及び5月診療分)
第2期	8月支払分から10月支払分まで (6月診療分から8月診療分まで)
第3期	11月支払分から1月支払分まで (9月診療分から11月診療分まで)
第4期	2月支払分から4月支払分まで (12月診療分から2月診療分まで)

附 則 (平成22年告示第7号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。